

官報

昭和四十八年七月六日

第七十二回 参議院會議録第二十六号

昭和四十八年七月六日(金曜日)

午前十時三十分開議

○議事日程 第二十八号

昭和四十八年七月六日

午前十時開議

第一 アメリカ、中国の核実験に抗議し、フランスをはじめあらゆる国の核実験に反対する決議案(安田隆明君外三名発議)(委員会審査省略要求事件)

第二 総合研究開発機構法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 地価公示法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、請暇の件

二、日程第二より第六まで

昭和四十八年七月六日 参議院會議録第二十六号

請暇の件 議事日程変更の件 総合研究開発機構法案

○議長(河野謙三君) これより會議を開きます。

この際、おはかりいたします。

田中茂穂君から病氣のため十九日間請暇の申し出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

よつて、許可することに決しました。

○議長(河野謙三君) この際、日程第一をあとに

回したいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

○議長(河野謙三君) 日程第二 総合研究開発機構法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。商工委員会理事若林正武君。

「審査報告書は都合により第二十九号末尾に掲載」

総合研究開発機構法案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年六月十二日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

(小字及び一は衆議院修正)

総合研究開発機構法案

総合研究開発機構法

目次

第一章 総則(第一条—第九条)

第二章 設立(第十条—第十四条)

第三章 管理(第十五条—第二十二條)

第四章 業務(第二十三条—第二十五条)

第五章 財務及び会計(第二十六条—第三十三条)

第六章 監督(第三十四条—第三十五条)

第七章 雑則(第三十六条—第三十九条)

第八章 罰則(第四十条—第四十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 総合研究開発機構は、

○平和の理念に基づき、及び国民生活の諸問題の解明に寄与するため、

○民主的な立場から、総合的な研究開発(経済、社会、技術等)に関する各種の専門的知識を結果として行なわれる基礎的、応用的及び開発的な調査研究をいう。以下同じ。の実施及び助成、総合的な研究開発に関する情報の収集、整理及び提供等を行ない、もつて国民の福祉の増進に資することを目的とする。

(法人格)

第二条 総合研究開発機構(以下「機構」という)は、法人とする。

(数)

第三条 機構は、一を限り、設立されるものとす

(資本金)

第四条 機構の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 機構は、必要があるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

4 政府は、機構に出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができる。

5 前項の規定により出資の目的とする金銭以外の財産の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員会が評価した価額とする。

6 前項の評価委員会その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(持分の払戻し等の禁止)

第五条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 機構は、出資者の持分を取得し、又は買権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第六条 政府以外の出資者(第三十六条第二項並びに第三十七条第一項及び第二項を除き、以下「出資者」という)は、その持分を譲渡することができない。

2 出資者の持分の移転は、譲受け者について第三十六条第二項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載した後でなければ、機構その他の第三者に対抗することができない。

(名称)

第七条 機構は、その名称中に総合研究開発機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に総合研究開発機構という文字を用いてはならない。

(登記)

第八条 機構は、政令で定めるところにより、登

記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、機構について準用する。

第二章 設立

(発起人)

第十条 機構を設立するには、総合的な研究開発に関して識見を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に対し機構に対する出資を募集しなければならぬ。

3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、総理府令で定める。

(設立の認可)

第十一条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第十二条 内閣総理大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 設立の手續並びに定款及び事業計画書の内

容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 事業の運営が○民主的に、かつ、現代の経済社会及び国民生活の諸問題の解明に寄与することが確実であると認められること。

(事務の引継ぎ)

第十三条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を機構の会長となるべき者に引き継がなければならない。

2 機構の会長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込み又は出資の目的たる財産の給付を求めなければならない。

(設立の登記)

第十四条 機構の会長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込み又は出資の目的たる金銭以外の財産の給付があつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 機構は、設立の登記をすることによつて成立する。

第三章 管理

(定款記載事項)

第十五条 機構の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員を選任方法その他の役員に関する事項

六 研究評議会に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 財務及び会計に関する事項

九 定款の変更に関する事項

十 公告の方法

十一 設立当初の役員

2 機構の定款の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(役員)

第十六条 機構に、役員として、会長一人、理事長一人、理事三人以内、監事二人以内を置く。

2 機構に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。

3 役員の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(役員の職務及び権限)

第十七条 会長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、機構を代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐して機構の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長及び理事長を補佐して機構の業務を掌理し、会長

及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、機構の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は内閣総理大臣に意見を提出することができる。

(役員兼職禁止)

第十八条 役員(非常勤の理事を除く。)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十九条 機構と会長又は理事長との利益が相反する事項については、会長及び理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。

(研究評議会)

第二十条 機構に、毎事業年度の事業計画その他機構の運営に関する重要事項を審議する機関として、研究評議会を置く。

2 研究評議会は、評議員二十五人以内で組織する。

3 評議員は、総合的な研究開発に関して識見を有する者のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、会長が任命する。

(職員の任命)

第二十一条 機構の職員は、会長が任命する。

(役員及び職員公務員たる性質)

第二十二條 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四章 業務

(業務)

第二十三條 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- 一 総合的な研究開発の実施及び助成
- 二 総合的な研究開発に関する情報の収集、整理及び提供
- 三 総合的な研究開発の成果の公開
- 四 総合的な研究開発に関する研究者に対する研修及び総合的な研究開発の企画調整に当たする者の養成
- 五 総合的な研究開発に関する研究者に対する研究施設その他の施設の提供
- 六 総合的な研究開発に関する研究機関との提携及び交流
- 七 前各号の業務に附帯する業務
- 八 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務

機構は、前項第七号に掲げる業務を行なおうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)

第二十四條 機構は、業務の開始前に、業務方法

書を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総理府令で定める。

(国との関係)

第二十五條 国は、機構の事業に関しその自主性を尊重するとともに、その事業の円滑な運営が図られるように、適当と認める人的及び技術的援助について必要な配慮を加えるものとする。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十六條 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第二十七條 機構は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第二十八條 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、内閣総理大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに予算の区分に

従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

(出資者に対する書類の送付)

第二十九條 機構は、第二十七條又は前条第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を出資者に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十條 機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十一條 機構は、内閣総理大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができ

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、

その償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(財産の処分等の制限)

第三十二條 機構は、総理府令で定める重要な財産を譲り受け、貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(総理府令への委任)

第三十三條 この法律に規定するもののほか、機構の財務及び会計に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第六章 監督

(報告及び検査)

第三十四條 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督命令等)

第三十五條 内閣総理大臣は、前条第一項の規定

により報告をさせ、又は検査を行なつた場合において、機構の業務又は会計が法令若しくはこれに基づき内閣総理大臣の処分又は定款若しくは業務方法書に違反すると認めるときは、機構に対して、この法律の目的を達成するため必要な限度において、役員解任、定款又は業務方法書の変更その他必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、機構が前項の規定による命令に従わなかつたときは、その役員を解任することができる。

第七章 雑則

(出資者原簿)

第三十六条 機構は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び出資金の払込み若しくは出資の目的たる金銭以外の財産の給付の年月日又は出資者の持分の譲受けの年月日

三 出資金の額若しくは出資の目的たる金銭以外の財産の評価額又は出資者の持分の譲受け額(以下「出資額」という。)

3 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(解散)

第三十七条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。

(内閣総理大臣の権限の委任)

第三十八条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定によるその権限の一部を経済企画庁長官に委任することができる。

(協議)

第三十九条 内閣総理大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第四十条第二項、第二十三条第二項、第二十四条第一項、第二十七条、第三十一条第一項

若しくは第二項ただし書又は第三十二条の認可をしようとするとき。

二 第二十八条第一項の承認をしようとするとき。

三 第三十二条及び第三十三条の総理府令を定めようとするとき。

2 内閣総理大臣は、次の場合には、関係行政機関の長(大蔵大臣を除く。)に協議しなければならない。

らない。

一 第二十三条第二項又は第二十四条第一項の認可をしようとするとき。

二 第二十七条の認可(事業計画に係る部分に限る。)をしようとするとき。

第八章 罰則

第四十条 第三十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

第四十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第八条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十三条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

第四十二条 第七条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に総合研究開発機構という文字を用いている者については、第七条第二項の規定は、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

第三条 機構の最初の事業年度は、第二十六条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その日の属する年の翌年三月三十一日に終わるものとする。

2 機構の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十七条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

(検討)

第四条 政府は、総合的な研究開発に関する内外の事情の推移に應じ、この法律の策定状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方税法の一部改正)

第四五 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「農業機械化研究所の下に」、総合研究開発機構を加える。

(所得税法の一部改正)

第五六 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の

一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中船舶整備公団の項の次に次のように加える。

総合研究 総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第六条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中専売共済組合の項の次に次のように加える。

総合研究 総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第 号)

(経済企画庁設置法の一部改正)

第七条 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第十八号中「電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)」の下に「及び総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第 号)」を加える。

第八条に次の一号を加える。

五 総合研究開発機構に関すること。

〔若林正武君登壇、拍手〕

○若林正武君 ただいま議題となりました法律案について、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、広範な現代社会の諸問題を解明するための総合的な研究開発を実施し、助成し、さら

に研究開発に関する研究者を養成する機関として、官民共同出資による総合研究開発機構、いわゆるシンクタンクを設立しようとするものであります。

なお、衆議院において、第一条の目的に、平和、民主、公開の原則を追加し、さらに附則に、政府は本法の実施状況に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする旨の規定を新たに設ける等の修正が行なわれております。

委員会におきましては、参考人の意見を聴取するとともに、機構の中立性、研究者の確保、養成方法、民間シンクタンクの現状等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は多数をもって衆議院送付案となり可決すべきものと決しました。

なお、機構の中立性、研究開発成果の活用、研究者の待遇等について努力すべき旨の附帯決議を付しました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第三 地価公示法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長野々山一三君。

〔審査報告書は都合により第二十九号末尾に掲載〕

地価公示法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年五月三十一日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

地価公示法の一部を改正する法律案

地価公示法の一部を改正する法律

地価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一条」の下に「・第一条の二」を加える。

第一条中「地域」を「地域等」に改め、第一章同条の次に次の一条を加える。

(土地の取引を行なう者の責務)

第一条の二 都市及びその周辺の地域等において、土地の取引を行なう者は、取引の対象土地

に類似する利用価値を有すると認められる標準地について公示された価格を指標として取引を行なうよう努めなければならない。

第二条第一項中「市街化区域」を「都市計画区域」に、「第七条第一項の規定による」を「第四条第二項に規定する」に改める。

第八条から第十条までの規定中「市街化区域」を「都市計画区域」に改める。

附則第二項の前の見出し及び同項を削り、附則第三項に見出しとして「(最初に行なう地価の公示の特例)」を附し、同項を附則第二項とし、附則第四項から附則第九項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(改正後最初の地価の公示の実施時期)

2 この法律の施行後最初に行なう地価公示法第六条の規定による地価の公示は、この法律の施行後一年以内にするものとする。

〔野々山一三君登壇、拍手〕

○野々山一三君 ただいま議題となりました地価公示法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の概要は、第一に、地価公示の対象区域を市街化区域から都市計画区域に拡大すること、第二に、地価公示の対象区域において土地の取引を

〇円に、「四八四、七〇〇円を五九八、一〇〇円に」、「四五二、一〇〇円を五五七、九〇〇円に」、「四二六、〇〇〇円を五二五、七〇〇円に」、「三九九、六〇〇円を四九三、一〇〇円に」、「三七三、七〇〇円を四六一、一〇〇円に」、「三六一、八〇〇円を四四六、五〇〇円に」、「三四〇、四〇〇円を四二〇、一〇〇円に」、「三〇二、三〇〇円を三七三、〇〇〇円に」、「二九五、〇〇〇円を三六四、〇〇〇円に」、「二八三、三〇〇円を三四九、六〇〇円に」、「二七一、九〇〇円を二三五、五〇〇円に」、「一八〇、〇〇〇円を一二二、一〇〇円に改める。

（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）
第二条 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一号中「及び増加恩給を併給される者の実在職年の年数が旧軍人又は旧準軍人の普通恩給についての所要最長在職年数未満の場合」を削り、同条第三号中「増加恩給を併給される者の場合を除く。」を削り、同条に次の三項を加える。

2 実在職年の年数が四十年未満の旧軍人又は旧準軍人で、七十歳以上のもの又は増加恩給、傷病年金若しくは特例傷病恩給を受ける七十歳未満のものに給する普通恩給及び実在職年の年数が四十年未満の旧軍人又は旧準軍人の遺族で、七十歳以上のもの又は七十歳未満の妻若しくは子に給する扶助料の年額の算定の基礎となる普通恩給についての前項の規定の適用に関しては、同項中「実在職年」とあるのは「在職年」と、同項第二号中「所要最長在職年数」をこえる一年ごと」とあるのは、所要最長在職年数をこえる在職年の年数が四十年に達するまでの一年ごと」とし、同項第三号に定める率は、百五十分の五十とする。

3 前項に規定する普通恩給を除き、実在職年の年数が普通恩給についての所要最長在職年数未満の旧軍人又は旧準軍人で、六十五歳以上のものに給する普通恩給及び実在職年の年数が普通恩給についての所要最長在職年数未満の旧軍人又は旧準軍人の遺族で、六十五歳以上のものに給する扶助料の年額の算定の基礎となる普通恩給についての第一項第三号の規定の適用に関しては、同号に定める率は、百五十分の五十とする。

4 前二項に規定する普通恩給を除き、実在職年の年数が普通恩給についての所要最長在職年数未満の旧軍人又は旧準軍人で、六十歳以上のものに給する普通恩給及び実在職年の年数が普通恩給についての所要最長在職年数未満の旧軍人又は旧準軍人の遺族で、六十歳以上のものに給する扶助料の年額の算定の基礎となる普通恩給についての第一項第三号の規定の適用に関しては、同号中「百五十分の三・五」とあるのは、「百五十分の二・五」とする。

附則第二十二條第三項ただし書中「第六項を第五項に改める。」
附則第二十二條の三「二万四百円を二万八千八百円に改める。」

附則第二十四條第十二項中「前項を前二項に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一

項の次に次の一項を加える。

12 旧軍人以外の公務員（旧軍属を除く。）として昭和二十年九月二日から引き続き海外又は第七項の政令で定める地域にあつた者の当該公務員としての在職年を計算する場合においては、同日後帰国するまでの在職期間又はこれと同視すべき在職期間の一月につき一月の月数を加えたものによる。

附則第二十四條に次の一項を加える。

14 旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の恩給の基礎在職年を計算する場合においては、第三項の規定にかかわらず、同項の規定により恩給の基礎在職年に算入されないこととされている加算年並びに第十一項及び第十二項の規定により在職年に加えられることとされている年月数は、恩給の基礎在職年に算入するものとする。

附則第二十四條の三の見出し及び同条第一項中の「の規定に該当して」を「に規定する抑留又は逮捕により」に改める。

附則第二十四條の五の前の見出し中「加算年及び加算年月数とみなされる年月数」を「加算年等」に改める。

附則第二十四條の九第一項中「及び附則第二十四條の三第二項を」と及び恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号。以下「法律第 号」という。）による改正前の附則第二十四條の三第二項に、「若しくは附則第二十四條の三第二項を」と若しくは法律第 号による改正前の附則第二十四條の三第二項に改める。

附則第二十四條の十一第一項中「第十二項を」

「第十三項」に改める。

附則第二十四條の十二を附則第二十四條の十三とし、附則第二十四條の十一の次に次の一条を加える。

第二十四條の十二 附則第二十四條の五第一項の規定は、公務員若しくは公務員に準ずる者で、附則第二十四條第十項の規定（法律第 号による改正後の附則第二十四條の三第二項に係る部分に限る。）附則第二十四條第十二項及び第十三項の規定、同条第十四項の規定若しくは法律第 号による改正後の附則第二十四條の三の規定の適用によりその在職年が普通恩給についての最長恩給年限に達することとなるもの又はこれらの者の遺族について準用する。この場合において、附則第二十四條の五第一項中「昭和三十六年十月一日」とあるのは、「昭和四十八年十月一日」と読み替へるものとする。

2 附則第二十四條の四第二項及び第三項並びに第二十四條の五第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、附則第二十四條の四第二項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは「昭和四十八年十月一日」と、附則第二十四條の五第三項中「普通恩給を受ける権利を取得した者の当該普通恩給の給与は昭和三十七年十月から、同項の規定により扶助料を受ける権利を取得した者の当該扶助料の給与は昭和三十六年十月から」とあるのは「普通恩給又は扶助料を受ける権利を取得した者の当該普通恩給又は扶助料の給与は、昭和四十八年十月から」と、「旧軍人、旧準軍人又は旧軍属」とあるのは「公務員又は公

昭和四十八年七月六日 参議院會議録第二十六号

恩給法等の一部を改正する法律案外二件

六九八

務員に準ずる者」と読み替えるものとする。

附則第二十六条中「第二十四条の十一」を「第二十四条の十二」に、「第二十四条の十二」を「第二十四条の十三」に改める。

附則第二十七条ただし書中「二十四万円」を「二十九万六千六百六十円」に、「十八万円」を「二十二万二千二百円」に改める。

附則第二十九条の前の見出し中「資格を失つた者」を「資格を失つた者等」に改める。

附則第二十九条の二の「の規定に該当して」を「に規定する抑留又は逮捕により」に改める。

附則第三十九条中「昭和二十六年法律第八十七号」附則第十項を「昭和二十六年法律第八十七号。以下「法律第八十七号」という。）附則第十項」に改める。

附則第四十三条の二を次のように改める。

(外国特殊機関の職員期間のある者についての特例)

第四十三条の二 附則第四十二條第一項から第三項まで及び第六項並びに第四十二條の二の規定は、附則第四十二條又は前條に規定する外国政府職員又は外国特殊法人職員に準ずべきものとして政令で定める外国にあつた特殊機関の職員（以下「外国特殊機関職員」という。）として在職したことのある公務員について準用する。この場合において、附則第四十二條第一項から第三項まで及び第六項並びに第四十二條の二中「外国政府職員」とあるのは、「外国特殊機関職員」と読み替えるものとする。

2 附則第二十四条の四第二項並びに第四十一条第二項及び第四項の規定は、前項の規定の適用により給すべき普通恩給又は扶助料について準用する。この場合において、附則第二十四条の四第二項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは「昭和四十八年十月一日」と、附則第四十一条第二項中「もののうち昭

和三十六年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は、同年十月一日から」とあるのは「もの又はその遺族は、昭和四十八年十月一日から」と、同条第四項中「昭和三十六年十月」とあるのは「昭和四十八年十月」と読み替えるものとする。

3 附則第二十四条の四第三項の規定は、公務員としての在職年（外国特殊機関職員となる前の公務員としての在職年を除く。）に基づき一時恩給又は一時扶助料を受けた者があつた場合における前二項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

附則第四十四條を附則第四十五條とし、附則第四十三條の二の次に次の一條を加える。

(準公務員期間の計算についての特例)

第四十四條 恩給法等の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第八十四号）附則第八項又は法律第八十七号附則第六項若しくは第十項の規定により公務員に準ずる者（公務員に準ずる者とみなされる者を含む。）としての勤続年数（二分の一に相当する年数）を公務員（公務員とみなされる者を含む。）としての在職年数に通算されている者の普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算については、当該通算されている年数に相当する年数を加えたものによる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料について準用する。

3 附則第二十四条の四第三項の規定は、公務員としての在職年に基づき一時恩給又は一時扶助料を受けた者があつた場合における前二項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

附則別表第一を次のように改める。

附則別表第一

階級	假定俸給年額
大將	二、四〇〇、〇〇〇円
中將	一、九七九、〇〇〇円
少將	一、五四五、五〇〇円
大佐	一、三三五、三〇〇円
中佐	一、二六四、九〇〇円
少佐	九八二、九〇〇円
大尉	八二九、一〇〇円
中尉	六五四、八〇〇円
少尉	五五七、九〇〇円
准士官	五一三、一〇〇円
曹長又は上等兵曹	四二〇、一〇〇円
軍曹又は一等兵曹	三九二、五〇〇円
伍長又は二等兵曹	三八二、〇〇〇円
兵	三四九、六〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「二〇八、〇〇〇円」を「二五七、〇〇〇円」に、「二八二、〇〇〇円」を「三四六、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「二六〇、〇〇〇円」を「三二一、〇〇〇円」に、「一九八、〇〇〇円」を「二四四、〇〇〇円」に、「一五六、〇〇〇円」を「一九二、〇〇〇円」に、「一三五、〇〇〇円」を「一六七、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六を次のように改める。

附則別表第六

假定俸給年額	金	額
二、四〇〇、〇〇〇円	二、三二四、六〇〇円	
一、九七九、〇〇〇円	一、九三六、三〇〇円	
一、五四五、五〇〇円	一、五〇七、五〇〇円	

一、三三五、三〇〇円	一、二七六、九〇〇円
一、二六四、九〇〇円	一、二〇四、一〇〇円
九八二、九〇〇円	九四七、五〇〇円
八二九、一〇〇円	七六五、六〇〇円
六五四、八〇〇円	五九八、一〇〇円
五五七、九〇〇円	五二五、七〇〇円
五一三、一〇〇円	四六一、一〇〇円
四二〇、一〇〇円	三八二、〇〇〇円
三九二、五〇〇円	三六四、〇〇〇円
三八二、〇〇〇円	三四九、六〇〇円
三四九、六〇〇円	三〇七、三〇〇円

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に
関する法律(昭和三十一年法律第百七十七号)の
一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「十八万円」を「二十万二千百二十円」に改める。

（恩給法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四

十一年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第六條を次のように改める。

第六條 削除

（恩給法等の一部を改正する法律の一部改正）

十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項の表中「七八〇、〇〇〇
円」を「九六二、二五〇円」に、「六三一、五〇〇
円」を「七七九、二五〇円」に、「五〇七、〇〇〇
円」を「六二五、五〇〇円」に、「三八二、五〇〇

昭和四十八年七月六日 参議院会議録第二十六号

恩給法等の一部を改正する法律案外二件

附則

第一条 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。

(文官等の恩給年額の改定)

第二条 公務員（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」といふ。）附則第十条第一項に規定する旧軍人（以下「旧軍人」といふ。）を除く。附則第十二条を除き、以下同じ。）若しくは公務員に準ずる者（法律第百五十五号附則第十条第一項に規定する旧準軍人（以下「旧準軍人」といふ。）を除く。以下同じ。）又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和四十八年十月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び改正後の法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額に改定する。

第三條 七十歳以上の者に給する普通恩給若しく

は扶助料又は七十歳未満の妻若しくは子に給する扶助料で、その基礎は職年に算入されている實在職年の年数が普通恩給についての最短恩給年限以上であるものに關する前条の規定の適用については、同条中「昭和四十八年十月分」とあるのは「昭和四十八年十月分（同月一日において七十歳未満である者（扶助料を受ける妻及び子を除く）については、七十歳に達する日の属する月の翌月分）」と、「仮定俸給年額」とあるのは「『仮定俸給年額の四段階上位の仮定俸給年額（仮定俸給年額が二、三一四、六〇〇円未満で附則別表に掲げる額に合致しないものにあつては同表に掲げる仮定俸給年額のうち、その額の直近上位の額の四段階上位の額をこえない範囲内）において総理府令で定める額、仮定俸給年額が二、三一四、六〇〇円をこえるものにあつては、

その額に二、五七二、〇〇〇円を二、三三四六〇〇円で除して得た割合を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

2 前項の規定は、恩給年額の計算の基礎となつた俸給の都道府県（これに準ずるものを含む。）の退職年金に關する条例上の職員俸給又は給料とが併給されていた者で、恩給年額の計算の基礎となつた俸給の額がこれらの併給された俸給又は給料の合算額の二分の一以下であつたものについては、適用しない。

(傷病恩給等)に関する経過措置

第四條 増加恩給（第七項症の増加恩給を除く。）については、昭和四十八年十月分以降、その年額（改正前の恩給法第六十五條第二項から第七項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の恩給法別表第二号表の年額に改定する。

第五條 昭和四十八年九月三十日以前に給付事中の生じた傷病賜金の金額については、なお従前の例による。

第六條 第七項症の増加恩給については、昭和四十八年十月分以降、その年額（改正前の法律第百五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する改正前の恩給法第六十五條第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く）を、改正後の法律第百五十五号附則別表第四の年額に改定する。

第七條 傷病年金については、昭和四十八年十月分以降、その年額（妻に係る加給の年額を除く。）を、改正後の法律第百五十五号附則別表第五の年額に改定する。

第八條 特例傷病恩給については、昭和四十八年十月分以降、その年額（改正前の恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第八十一号。以下「法律第八十一号」という。）附則第十三条第三項及び第四項の規定による加給の年額を

昭和四十八年七月六日 参議院會議録第二十六号 恩給法等の一部を改正する法律案外二件

除く。を、改正後の法律第八十一号附則第十三条第二項に規定する年額に改定する。

第九条 妻に係る年額の加給をされた増加恩給、傷病年金又は特例傷病恩給については、昭和四十八年十月分以降、その加給の年額を、二万八千八百円に改定する。

2 改正前の恩給法第六十五条第三項に規定する妻以外の扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給又は特例傷病恩給については、昭和四十八年十月分以降、その加給の年額を、当該扶養家族の一人につき四千八百円（そのうち二人までは、一人につき九千六百円）として算出して得た年額に改定する。

3 改正前の恩給法第六十五条第七項の規定による年額の加給をされた増加恩給又は改正前の法律第八十一号附則第十三条第四項の規定による年額の加給をされた特例傷病恩給については、昭和四十八年十月分以降、その加給の年額を、七万二千円に改定する。

第十条 扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助料については、昭和四十八年十月分以降、その加給の年額を、扶養遺族の一人につき四千八百円（そのうち二人までは、一人につき九千六百円）として算出して得た年額に改定する。

（旧軍人等の恩給年額の改定）

第十一条 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和四十八年十月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する同法附則表第六の下欄に掲げる金額）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、同法附則及び改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定によつて算出して得た年額に改定する。

（法律第五十五号附則第二十四条の三の改正等に伴う経過措置）

第十二条 改正後の法律第五十五号附則第二十四条の三、第四十三條の二又は第四十四條の規定により普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算において新たに加えられるべき年月数を有することとなる者に係る普通恩給又は扶助料については、昭和四十八年十月分以降、その年額を、改正後の恩給法及び改正後の法律第五十五号附則の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 改正後の法律第五十五号附則第二十九條の二の規定により新たに恩給を給されることとなる者の当該恩給の給与は、昭和四十八年十月から始めるものとする。

（教育職員が勤務した年数に於ける加給に関する特例）

第十三条 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号。以下「法律第八十七号」という。）による改正前の恩給法第六十二條第四項に規定する学校（以下「第四項の学校」という。）の教育職員（教育職員とみなされる者を含む。以下同じ。）が学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の施行に伴い、引き続き同条第三項に規定する学校（以下「第三項の学校」という。）の教育職員となつた場合における第三項の学校の教育職員としての在職年を第四項の学校の教育職員として勤務した年とみなして同条第四項、法律第五十五号による改正前の法律第八十七号附則第十項、法律第五十五号附則第三十九條又は恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第九十九号）附則第一条の規定を適用したとしたならば、これらの規定により勤務した年数に於ける加給が附せられるべきであつた普通恩給については、これらの規定の例により加給するものとする。

2 前項の規定により加給される普通恩給又は扶助料については、昭和四十八年十月分以降、その年額を、改正後の恩給法、改正後の法律第五十五号附則及び同項の規定によつて算出して

得た年額に改定する。

（職權改定）

第十四条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、附則第二条（改正後の法律第五十五号附則第十八條第二項、第二十三條第六項及び第三十一條において準用する同法附則第十四條第二項に係る部分に限る。）、第十一條（改正後の法律第五十五号附則第十四條第二項に係る部分に限る。）、第十二條第一項及び前条第二項の規定によるものを除き、裁定庁が受給者の請求を待たずに行なう。

（多額所得による恩給停止についての経過措置）第十五条 改正後の恩給法第五十八條ノ四の規定は、昭和四十八年九月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても、適用する。

附則別表

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮 定 俸 給 年 額
一九七、八〇〇円	二四四、一〇〇円
二〇三、四〇〇円	二五一、〇〇〇円
二〇八、一〇〇円	二五六、八〇〇円
二二四、八〇〇円	二六五、一〇〇円
二二八、九〇〇円	二七〇、一〇〇円
二二六、五〇〇円	二七九、五〇〇円
二三七、五〇〇円	二九三、一〇〇円
二四九、〇〇〇円	三〇七、三〇〇円
二六〇、三〇〇円	三二一、二〇〇円
二七一、九〇〇円	三三五、五〇〇円
二八三、三〇〇円	三四九、六〇〇円
二九五、〇〇〇円	三六四、〇〇〇円
三〇二、三〇〇円	三七三、〇〇〇円
三〇九、六〇〇円	三八二、〇〇〇円
三一八、一〇〇円	三九二、五〇〇円
三三〇、一〇〇円	四〇七、三〇〇円
三四〇、四〇〇円	四二〇、一〇〇円
三五〇、一〇〇円	四三一、〇〇〇円
三六一、八〇〇円	四四六、五〇〇円

三三三、七〇〇円	四六一、一〇〇円
三八六、六〇〇円	四七七、一〇〇円
三九九、六〇〇円	四九三、一〇〇円
四一五、八〇〇円	五一三、一〇〇円
四二六、〇〇〇円	五二五、七〇〇円
四三九、三〇〇円	五四二、一〇〇円
四五二、一〇〇円	五五七、九〇〇円
四七七、九〇〇円	五八九、七〇〇円
四八四、七〇〇円	五九八、一〇〇円
五〇四、四〇〇円	六二二、四〇〇円
五三〇、六〇〇円	六五四、八〇〇円
五五九、六〇〇円	六九〇、五〇〇円
五七四、三〇〇円	七〇八、七〇〇円
五八八、四〇〇円	七二六、一〇〇円
六〇八、六〇〇円	七五一、〇〇〇円
六二〇、四〇〇円	七六五、六〇〇円
六五四、九〇〇円	八〇八、一〇〇円
六七一、九〇〇円	八二九、一〇〇円
六八九、七〇〇円	八五一、一〇〇円
七二四、一〇〇円	八九三、五〇〇円
七五八、八〇〇円	九三六、四〇〇円
七六七、八〇〇円	九四七、五〇〇円
七九六、五〇〇円	九八二、九〇〇円
八三七、一〇〇円	一、〇三三、〇〇〇円
八七七、五〇〇円	一、〇八二、八〇〇円
九〇二、三〇〇円	一、一三三、四〇〇円

九二六、六〇〇円	一、一四三、四〇〇円
九七五、八〇〇円	一、二〇四、一〇〇円
一、〇二五、〇〇〇円	一、二六四、九〇〇円
一、〇三四、八〇〇円	一、二七六、九〇〇円
一、〇七四、〇〇〇円	一、三三三、三〇〇円
一、一三三、四〇〇円	一、三八六、三〇〇円
一、一七二、七〇〇円	一、四四七、一〇〇円
一、二二一、六〇〇円	一、五〇七、五〇〇円
一、二五二、四〇〇円	一、五四五、五〇〇円
一、二八五、四〇〇円	一、五八六、二〇〇円
一、三四八、八〇〇円	一、六六四、四〇〇円
一、四二二、九〇〇円	一、七四三、五〇〇円
一、四四五、二〇〇円	一、七八三、四〇〇円
一、四七六、四〇〇円	一、八二一、九〇〇円
一、五四〇、一〇〇円	一、九〇〇、五〇〇円
一、五六九、一〇〇円	一、九三六、三〇〇円
一、六〇三、七〇〇円	一、九七九、〇〇〇円
一、六六七、二〇〇円	二、〇五七、三〇〇円
一、七三六、六〇〇円	二、一四三、〇〇〇円
一、七七二、三〇〇円	二、一八七、〇〇〇円
一、八〇六、一〇〇円	二、二二八、七〇〇円
一、八四一、五〇〇円	二、二七二、四〇〇円
一、八七五、七〇〇円	二、三三四、六〇〇円
一、九四四、九〇〇円	二、四〇〇、〇〇〇円
二、〇一四、二〇〇円	二、四八五、五〇〇円
二、〇四八、四〇〇円	二、五二七、七〇〇円

昭和四十八年七月六日 参議院會議録第二十六号 恩給法等の一部を改正する法律案外二件

二、〇八三、五〇〇円

二、五七一、〇〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、昭和四十七年三月三十一日以前に退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。）以下同）した公務員又は公務員に準ずる者に係る場合にあつては、その年額に一・二三四（昭和四十六年四月一日以後に退職した公務員又は公務員に準ずる者に係る場合にあつては、一・〇五）を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）を、昭和四十七年四月一日以後に退職した公務員又は公務員に準ずる者に係る場合にあつては、その年額を、それぞれ仮定俸給年額とする。

〔審査報告書は都合により第二十九号末尾に掲載〕

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決

した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年六月二十九日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

（小字及び一は衆議院修正）

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

（昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律の一部改正）

第一条 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第一条の五の次に次の一条を加える。

（昭和四十八年度における特別措置法による退職年金等の額の改定）

第一条の六 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の七の仮定俸給（同条第二項又は第三項若しくは第四項の規定によりそれぞれ同条第二項各号又は第三項各号に掲げる金額をもつて改定年金額とした

七〇二

年金及び同条第五項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、前条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の八の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短期間年限に達している年金に限る。次項において同じ。）で、七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対する前項の規定の適用については、同項中「別表第一の八の仮定俸給」とあるのは、「別表第一の八の仮定俸給の四段階上位の仮定俸給（同表の仮定俸給の額（以下この項において「基準俸給額」という。）が十九万二千八百八十円未満で同表に掲げる額に合致しないものにあつては同表に掲げる仮定俸給の額のうち、基準俸給額の直近下位の額の四段階上位の額をこえ、基準俸給額の直近上位の額の四段階上位の額をこえない範囲内において大蔵省令で定める額とし、基準俸給額が十九万二千八百八十円をこえるものにあつては基準俸給額に二十一万四千二百五十円を十九万二千八百八十円で除して得た割合を乗じて得た額とする。）とする。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達したとき（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、前項の規定に準じてその額を改定する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。第二条第五項中「及び次条第四項」を、次条第四項及び第二条の六第五項に改める。

第二条の二第三項中「以下この項の下に」及び第二条の六第四項を加える。

第二条の五の次に次の一条を加える。

（昭和四十八年度における特別措置法による公務員年金等の額の改定）

第二条の六 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の七の仮定俸給（同条第二項の規定により同項第一号の金額をもつて改定年金額とした年金及び同条第三項の規定により同項において読み替えられた同条第二項第二号又は第三号に掲げる金額をもつて改定年金額とした年金並びに同条第四項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、前条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定

の基礎となるべき仮定俸給)に、対応する別表第一の八の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の八」と読み替えるものとする。

2 第一条の六第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短期間)に達している年金に限る。第六項において同じ。で、七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対する前項の規定の適用については、準用する。

3 次の各号に掲げる年金については、前二項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十八年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。
一 障害年金 別表第四の八に定める障害の等級に対応する年金額(障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、七万二千元を加えた額)

二 殉職年金 二十九万六千六百円

三 障害遺族年金 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する額
四 障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、前項第一号に掲げる額に配偶者である扶養親族については二万八千八百円、配偶者以外の扶養親族については一人につき四千八百円(そのうち二人までは、一人につき九千六百円)を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

5 殉職年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第三項第二号に掲げる額に次に掲げる額を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。
一 扶養親族が一人である場合 九千六百円

二 扶養親族が二人以上である場合 一万四千四百円

6 第一条第六項の規定は、第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について、第一条の六第三項の規定は、第一項の規定の適用を受ける者が七十歳に達した場合(殉職年金又は障害遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達した場合を除く)について、それぞれ準用する。

第三条の五の次に次の一条を加える。

(昭和四十八年度における旧法による年金の額の改定)
第三条の六 第一条の六の規定は、前条の規定の適用を受ける年金(第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る)の額の改定について、第二条の六の規定は、前条の規定の適用を受ける年金(第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る)の額の改定について、それぞれ準用する。

第四条第一項中「及び第五条の五」を、「第五条の五及び第六条」に改め、同条第五項中「及び第五条の五第三項」を、「第五条の五第三項及び第六条第二項」に改める。

第四条の五の次に次の一条を加える。

(昭和四十八年度における昭和三十五年三月以前の旧法による年金の額の改定)
第四条の六 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、同項の規定により第四条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額

若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額に一・二三四を乗じて得た額(その額のうち仮定新法の俸給年額に係るものが二百六十四万円をこえる場合には、当該俸給年額については、二百六十四万円)をそれぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が当該退職年金を受ける最短期間(組合員である間に死亡したことにより給付事由が生じた遺族年金については、十年)に達している年金に限る)で七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対する同項の規定の適用については、同項中みなされた額とあるのは、「みなされた額に恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)附則第三条第一項の規定を参照して政令で定める額を加えた額」とする。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

3 前二項の規定は、前条第三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。
4 第一条第六項及び第一条の六第三項の規定は、第一項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第五条の五第一項中「以下この条の下に」及び次条第一項を加え、同条第三項中「遺族年金」の下に「(次条第二項において「昭和四十五年三月三十一日以前の舊規等の年金」という)を加え、同条第六項中「遺族年金」の下に「(以下「復職前の沖繩の年金」という)を加える。
第七条中「第五条の五」を「第七条」に改め、同条を第九条とする。

第六条第一号中「第三条の五」を「第三条の六」に改め、同条を第八条とし、同条の前に次の三条を加える。

(昭和四十八年度における昭和四十五年三月以前の旧法による年金等の額の改定)
第五条の六 昭和四十五年三月三十一日以前の年金で昭和四十八年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた第五条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額に一・二三四を乗じて得た額(その額のうち仮定新法の俸給年額に係るものが二百六十四万円をこえる場合には、当該俸給年額については、二百六十四万円)をそれぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 前項の規定は、昭和四十五年三月三十一日以前の舊規等の年金で、昭和四十八年九月三十日において現に支給されているものについて準用する。

3 第四条の六第二項及び第四項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 昭和四十五年三月三十一日以前に給付事由が生じた復職前の沖繩の年金で、昭和四十八年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、前三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

(昭和四十八年度における昭和四十五年四月以後の旧法による年金の額の改定)
第六条 昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員(次項の規定の適用を受ける者を除く)に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾

昭和四十八年七月六日 参議院會議録第二十六号 恩給法等の一部を改正する法律案外二件

年金又は遺族年金で、昭和四十八年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額をそれぞれ新法第四十二条第二項若しくは施行法第二十一条第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

一 仮定新法の俸給年額 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額(その額が二百六十四万円をこえる場合には、二百六十四万円)をいう。

イ 昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの間に新法の退職をした者
の者に係る当該年金の額(その年金の額について年金額の最低保障に関する新法、施行法その他の法律の規定で政令で定めるもの(ロにおいて「最低保障規定」という。)の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額。次号イにおいて同じ。)の計算の基礎となつた新法の俸給年額に一・二三四を乗じて得た額

ロ 昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした者
の者に係る当該年金の額(その年金の額について最低保障規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額。次号ロにおいて同じ。)の計算の基礎となつた新法の俸給年額に一・一〇五を乗じて得た額

二 仮定恩給法の俸給年額又は仮定旧法の俸給年額 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額をいう。

イ 昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの間に新法の退職をした者
の者に係る当該年金の額の計算の基礎となつた恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額に一・二三四を乗じて得た額

ロ 昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした者
の者に係る当該年金の額の計算の基礎となつた恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額に一・一〇五を乗じて得た額

2 前項の規定は、昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした者若しくは新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和四十八年九月三十日において現に支給されているものについて準用する。

3 第四条の六第二項及び第四項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に給付事由が生じた復帰前の沖縄の年金で、昭和四十八年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分

以後、その額を、前三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

(昭和四十八年度における通算退職年金の額の改定)

第七条 昭和四十七年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金で、昭和四十八年十月三十一日において現に支給されているものについては、同年十一月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十二万八千八百円

二 通算退職年金の仮定俸給(当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた新法の俸給に十二を乗じて得た額を基礎として、当該通算退職年金を退職年金とみなしてこの法律及び昭和四十年法律第一百一号の規定によりその年金額を改定するものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき新法の俸給年額を求め、その俸給年額を十二で除して得た額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額をこえるときは、同項の通算退職年金については、同項の規定にかかわらず、昭和四十八年十一月分以後、その額を、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合を同項の規定の例により算定した額に乘じて得た額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給を三十で除して得た額に、組合員期間に応じ新法別表第二に定める日数を乗じて得た金額

二 前項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ新法別表第二の二に定める率を乗じて得た金額

3 新法第七十九条の二第五項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前二項の規定の例により算定した額の合算額をもつてこれらの規定に定める通算退職年金の額とする。

4 施行法第五十一条の五第二項の規定により支給される通算退職年金のうち昭和四十七年三月三十一日以前に給付事由が生じた年金で、昭和四十八年十月三十一日において現に支給されているものについては、同年十一月分以後、その額を、前三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

別表第一の七の次に次の一表を加える。

別表第一の八

別表第一の七の仮定俸給

仮 定 俸 給

一六、四九〇	二〇、三四〇
一六、九四〇	二〇、九二〇
一七、三四〇	二一、四〇〇
一七、九〇〇	二二、〇九〇
一八、二四〇	二二、五一〇
一八、八七〇	二三、二九〇
一九、八〇〇	二四、四三〇
二〇、七五〇	二五、六一〇
二一、六九〇	二六、七七〇
二二、六六〇	二七、九六〇
二三、六一〇	二九、一三〇
二四、五九〇	三〇、三三〇
二五、一九〇	三一、〇八〇
二六、五〇〇	三一、八三〇
二七、五〇〇	三二、七一〇
二八、三七〇	三三、九四〇
二九、一八〇	三四、〇一〇
三〇、一五〇	三五、〇〇〇
三一、一四〇	三六、〇〇〇
三二、二二〇	三七、二一〇
三三、二九〇	三八、四三〇
三四、六六〇	三九、七六〇
三五、五〇〇	四一、〇九〇
三六、六一〇	四二、七六〇
三七、六八〇	四三、八一〇
三九、八三〇	四四、一八〇
四〇、三八〇	四五、一八〇
四二、〇四〇	四六、四九〇
四四、二二〇	四七、一四〇
四六、六四〇	四八、八四〇
四七、八六〇	四九、八七〇
四九、〇三〇	五一、八七〇
五〇、七二〇	五二、五七〇
	五三、四六〇
	五四、五七〇
	五五、五七〇
	五七、〇六〇
	五九、〇六〇
	六一、五八〇
	六二、五八〇

五一、七〇〇
五四、五八〇
五六、〇〇〇
五七、四七〇
六〇、三五〇
六三、二九〇
六六、三七〇
六九、七六〇
七三、一三〇
七五、一九〇
七七、二一〇
八一、三二〇
八五、四二〇
八九、五〇〇
九三、六二〇
九七、七二〇
一〇一、八〇〇
一〇四、三六〇
一〇七、一二〇
一一一、四〇〇
一一五、七四〇
一二〇、四三〇
一二三、〇四〇
一二八、三四〇
一三三、六七〇
一三八、九四〇
一四四、七二〇
一四七、六九〇
一五〇、五一〇
一五三、四六〇
一五六、三一〇
一六二、〇八〇
一六七、八五〇
一七〇、七〇〇

六三、八〇〇
六七、三四〇
六九、〇九〇
七〇、九三〇
七四、四六〇
七八、〇三〇
八一、九六〇
八六、〇八〇
九〇、二三〇
九二、七八〇
九五、二八〇
一〇〇、三四〇
一〇五、四一〇
一〇六、四一〇
一一〇、四四〇
一一五、五三〇
一二〇、五九〇
一二五、六三〇
一二八、七九〇
一三三、一八〇
一三八、七〇〇
一四五、二九〇
一四八、六二〇
一五一、八三〇
一五八、三八〇
一六四、九二〇
一七一、四四〇
一七八、五八〇
一八二、二五〇
一八五、七三〇
一九二、八八〇
二〇〇、〇〇〇
二〇七、一三〇
二二〇、六四〇

昭和四十八年七月六日 参議院會議録第二十六号 恩給法等の一部を改正する法律案外二件

一七三、六三〇 二二四、二五〇

備考

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の七の仮定俸給の額がこの表に記載された額に合致しないものについては、昭和四十七年三月三十一日以前に退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下同じ）をした者に係る場合にあつては、その仮定俸給の額に一・二三四（昭和四十六年四月一日以後に退職をした者に係る場合にあつては、一・一〇五）を乗じて得た金額（二〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）を、昭和四十七年四月一日以後に退職をした者に係る場合にあつては、その仮定俸給の額をそれぞれこの表の仮定俸給とする。

別表第三の七の次に次の一表を加える。

別表第三の八

別表第一の八の下欄に掲げる仮定俸給	率
二五、六三〇円以上のもの	一三三・〇割
一一五、五三〇円をこえ二二五、六三〇円未満のもの	一二三・八割
一一〇、四四〇円をこえ一一五、五三〇円以下のもの	二四・五割
一〇六、四一〇円をこえ一一〇、四四〇円以下のもの	二四・八割
七四、四六〇円をこえ一〇六、四一〇円以下のもの	二五・〇割
七〇、九三〇円をこえ七四、四六〇円以下のもの	二五・五割
六三、八〇〇円をこえ七〇、九三〇円以下のもの	二六・一割
五一、八七〇円をこえ六三、八〇〇円以下のもの	二六・九割
四九、八四〇円をこえ五一、八七〇円以下のもの	二七・四割
四六、四九〇円をこえ四九、八四〇円以下のもの	二七・八割
四五、一八〇円をこえ四六、四九〇円以下のもの	二九・〇割
四三、八一〇円をこえ四五、一八〇円以下のもの	二九・三割
三八、四三〇円をこえ四三、八一〇円以下のもの	二九・八割
三三、九四〇円をこえ三八、四三〇円以下のもの	三〇・二割
三二、七一〇円をこえ三三、九四〇円以下のもの	三〇・九割
三一、八三〇円をこえ三二、七一〇円以下のもの	三一・九割
三一、〇八〇円をこえ三一、八三〇円以下のもの	三二・七割
三〇、三三〇円をこえ三一、〇八〇円以下のもの	三三・〇割
二九、一三〇円をこえ三〇、三三〇円以下のもの	三三・四割
二七、九六〇円をこえ二九、一三〇円以下のもの	三四・五割
二七、九六〇円以下のもの	三五・一割

別表第四の七の次に次の一表を加える。
別表第四の八

七〇六

障害の等級	年金額
一級	一、二八三、〇〇〇円
二級	一、〇三九、〇〇〇円
三級	八三四、〇〇〇円
四級	六二九、〇〇〇円
五級	四八八、〇〇〇円
六級	三七二、〇〇〇円

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「六二九、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「七三一、五〇〇円」と読み替へるものとする。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第二条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二条」を「第二条」に、「第九十三条の二」を「第九十三条」に改める。

第二条第一項第三号を次のように改める。

三 遺族 次に掲げる者をいう。

イ 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡の当時主としてその収入により生計を維持していたもの

ロ 組合員である期間（以下「組合員期間」という。）が十年以上である組合員又は当該組合員であつた者の配偶者（イに掲げる配偶者に該当するものを除く。）

第三十八条第一項中「組合員である期間（以下「組合員期間」という。）を「組合員期間」に改め、同条第三項中「退職一時金又は遺族一時金」を「又は退職一時金」に改める。

第四十三条第一項中「第二条第一項第三号に規定する」を「配偶者、子、父母、孫及び祖父母の」に改める。

第四十五条中「遺族年金又は遺族一時金」を「又は遺族年金」に改める。

第七十二条第一項中第九号を削り、第十号を第九号とする。

第七十六条第二項ただし書中「十五万円を三十〇万^{千六百}円」に改め、同条第三項中「第九十三条の二第一項」を「第九十三条第一項」に改める。

第七十九条の二第三項第一号中「十一万四五百円」を「十二万八八百円」に改める。

第八十条の二第二項及び第八十三条第五項中「第九十三条の二」を「第九十三条」に改める。

第八十八条第一項第三号中「十年以上」を「一年以上」に改め、同項第四号中「十年」を「一年」に改め、同条第二項及び第三項第二号中「十一万五千二百円」を「二十三万^五千^四二百円」に改める。

第九十三條を削り、第九十三條の二を第九十三條とする。

第百零三條第三項中「十八万五千元」を「二十二万円」に改める。

第百二十四條の二第二項中「以下第五項において同じ。」を「第五項において同じ。又は公庫等職員である間に死亡したとき（厚生年金保険法の規定による遺族年金を受ける権利を有するときに除く。同項において同じ。）に改め、同条第五項中「復讐したとき」の下に「及び公庫等職員である間に死亡したとき」を加え、同条に次の一項を加える。

6 復讐希望職員が引き続き公庫等職員として在職し、引き続き他の公庫等に係る公庫等職員となつた場合（その者が更に引き続き当該公庫等以外の他の公庫等に係る公庫等職員となつた場合を含む。）における前各項の規定の適用については、その者は、これらの他の公庫等に係る公庫等職員として在職する間、復讐希望職員として在職するものとみなす。

附則第二十條を次のように改める。

（長期給付に要する費用の再計算の特例）

第二十條 連合会加入組合以外の組合に係る第九十九條第一項第二号に規定する費用についての再計算で、同項の規定により昭和四十九年において行なうべきこととなるものは、同項の規定にかかわらず、同年十月一日において行なうものとする。

別表第三中「一八三、六〇〇円」を「三六九、六〇〇円」に、「一五〇、〇〇〇円」を「三〇二、六〇〇円」に、「一〇五、六〇〇円」を「二〇〇、八〇〇円」に改める。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

第三條 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 遺族一時金に関する経過措置」を「第三節 削除」に改める。

第七條第一項各号列記以外の部分中「又は遺族一時金を削り、同項第一号中「第四十四條」を「第四十五條」に、「又は第十項」を「第十項又は第十四項」に改め、「同条第十一項」の下に「又は第十二項」を加え、同項第六号中「第五号並びに」及び「及び第四号」を削り、「その後引き続き」を「その後他に就職することなく政令で定める期間内に」に改める。

第九條第四号中「法律第五百五十五号附則第四十二條第一項又は第四十三條に規定する外国政府職員又は外国特殊法人職員に係る外国政府又は法人」を「外国政府等（法律第五百五十五号附則第四十二條第一項に規定する外国政府職員に係る外国政府、同法附則第四十三條に規定する外国特殊法人職員に係る法人及び同法附則第四十三條の二第一項に規定する外国特殊機関職員に係る特殊機関をいう。以下この号において同じ。）に、「当該外国政府又は法人」を「当該外国政府等」に改め、同法第五号を削り、同条第六号を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とする。

第十一條第二項第二号中「附則第十一條第一項」の下に「又は恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）附則第十三條第一項」を加える。

〇二

第十三條第二項中「十五万円」を「三十万二千四百円」に改め、同条第三項中「恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百一十一号、第三十二條の三第二項において「昭和四十一年法律第二百一十一号」といふ。）附則第六條」を「法律第五百五十五号附則第十四條（同法附則第十八條第二項、

第二十三條第六項及び第三十一條において準用する場合を含む。以下この項及び第三十二條の三第二項において同じ。）に、「同条」を「同法附則第十四條」に改める。

第二十九條中「支給し、遺族一時金は、支給しない」を「支給する」に改める。

第三十一條の二の見出し中「十年」を「一年」に改める。

第三十二條の三第一項中「十二万五千二百円」を「二十三万五千二百円」に改め、同条第二項中「六十五歳」を「六十歳」に、「昭和四十一年法律第二百一十一号附則第六條」を「法律第五百五十五号附則第十四條」に改める。

第三十三條中「二十四万円」を「二十九万六千六百円」に、「二人については、七千二百円」を「二人までは、一人につき九千六百円」に改める。

第五章第三節を次のように改める。

第三節 削除

第三十四條及び第三十五條 削除

第三十七條を次のように改める。

第三十七條 削除

第三十八條第一項中「第九十三條の二」を「第九十三條」に改める。

第四十五條の三第二項中「十五万円」を「三十万二千四百円」に改める。

第四十七條第一項中「支給し、遺族一時金は、支給しない」を「支給する」に改め、同条第二項中「及び第三十四條第一項」を削る。

第五十一條の二第四項第三号中「法律第五百五十五号附則第四十二條第一項又は第四十三條に規定する外国政府職員又は外国特殊法人職員に係る外国政府又は法人」を「外国政府等（法律第五百五十五号附則第四十二條第一項に規定する外国政府職員に係る外国政府、同法附則第四十三條に規定する外国特殊法人職員に係る法人及び同法附則第四十三條の二第一項に規定する外国特殊機関職員に係る特殊機関をいう。以下この号において同じ。）に、「当該外国政府又は法人」を「当該外国政府等」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とする。

第五十三條第一号中「遺族年金又は遺族一時金を」又は「遺族年金」に改め、同条第二号中「第三十六條第一項第一号の規定により遺族に支給される一時金にあつては、新法の規定による遺族一時金」を削る。

別表中「九五三、二〇〇円」を「一、一六七、八〇〇円」に、「六二二、二〇〇円」を「七五七、八〇〇円」に、「四一三、二〇〇円」を「五〇〇、八〇〇円」に改め、同表の備考二中「三万六千円」を「七万二千円」に改め、同表の備考三中「二万四千円」を「二万八千八百円」に、「一人については、七千二百円」を「二人までは、一人につき九千六百円」に改める。

昭和四十八年七月六日 参議院會議録第二十六号

恩給法等の一部を改正する法律案外二件

七〇八

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第四條 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項を次のように改める。

国は、日本製鉄八幡共済組合が、旧製鉄所現業員共済組合に關する件（大正十一年勅令第四百九十五号）の規定に基づいて組織された製鉄所共済組合（以下「旧製鉄所共済組合」といふ。）の組合員であつた者に支給する年金の額を前条の規定又は各年金額改定法の規定（次に掲げる規定をいう。第七条の三第四項において同じ。）に準じて改定した場合には、

その年金の額の改定により増加する費用（旧日本製鉄株式会社の業務に起因する疾病、負傷又は死亡を給付事由とする年金の額の改定により増加する部分を除く）に対し、当該年金受給者（旧日本製鉄株式会社の業務に起因する疾病、負傷又は死亡を給付事由とする年金の支給を受ける者を除く）が旧製鉄所共済組合の組合員であつた期間に払い込んだ掛金の合計額の当該年金受給者が組合員であつた全期間に払い込んだ掛金の総額に対する割合とみなされる割合を乗じて得た金額の二分の一に相当する金額を、当該共済組合の請求に基づきこれに交付する。

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和二十六年法律第百七号）

二 昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十九号）第二条

三 昭和二十七年における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の改定に関する法律（昭和二十八年

法律第一百六十号) 第三条

四 国家公務員共済組合法第九十条の規定に

よる公務傷病年金等の額の改定に關する法律(昭和三十一年法律第百三十二号)第二条

の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和三十一年法律第百三十三号）第二条

のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和三十三年法律第百二十六号）第一条、第一条の二又は第二条

七 昭和三十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和三十一年法律第百十六号)第一条又は第二条

八 昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十年法律第百一号)第一条又は第二条

九 昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百二十二号）附則第二条

十 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第百四号)第一条から第二条の六まで又は第三条の四第三項から第六項まで

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第二条中国公務員共済組合法第二百二十四条の二の改正規定及び附則第六条の規定

の法律の公布の日

に別表第三の改正規定、第三条中國家公務員
共済組合法の長期給付に関する施行法第十三
条第二項、第三十二條の三第一項及び第四
五條の三第二項の改正規定並びに附則第三
條の規定、昭和四十八年十一月一日

第二條 第二條の規定による改正後の国家公務員共済組合法以下改正後の法という。第二條第一項第三号の規定は、この法律の施行の日

(以下、施行日という。)以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(退職年金等の最低保障額の引上げ等に関する経過措置)

三三 改正後の法第七十六條第二項ただし書、第七十九條の二第三項第一号、第八十八條第二項及び第三項第二号並びに別表第三の規定並びに第三條の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「改正後

の施行法」という。第十三条第二項、第三十二
条の第三項及び第四十五條の第三二項の規定
は、昭和四十八年十月三十一日以前に給付事由
が生じた給付についても、同年十一月分以後適
用する。

国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「施行法」といふ。）第四十条第二項の規定は、前項の規定の適用に係る年金の支給を受ける者について準用する。

（遺族年金等に関する経過措置）

四、改正後の法第八十八条第一項の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付について

2 施行日前に給付事由が生じた第二条の規定に
は、なお従前の例による。

よる改正前の国家公務員共済組合法(以下「改正前の法」といふ。)第二条第一項第三号に規定する遺族に係る給付については、なお従前の例による。

3 施行日の前日において既に組合員である者が施行日以後に死亡した場合において、改正前の法の規定を適用するとしたならば同法第八十八条の規定による遺族年金又は同法第九十三条の規定による遺族一時金を受ける権利を有すること

ととなる者（改正後の法第八十八条の規定による遺族年金を受ける権利を有する者を除く。）については、改正前の法第八十八条及び第九十三条の規定は、なおその効力を有する。

(掛金に関する経過措置)
 第五条 改正後の法第百条第三項の規定は、昭和四十八年十月分以後の掛金について適用し、同年九月分以前の掛金については、なお従前の例による。

(公庫等に転出した職員に関する経過措置)

第六條 改正後の法第百二十四條の二の規定は、附則第一條第一号に掲げる日の前日において現に同法第百二十四條の二第二項の規定に該当する公庫等職員として在職する者及び同号に掲げ

る日以後に同項に規定する転出をした者について適用し、同日前に当該公庫等職員として在職しなくなつた者については、なお従前の例による。

第七條 この法律の施行の際、現に施行法第二條第一項第八号の普通恩給又は同号の恩給で恩給法(大正十二年法律第四十八号)第七十三條第一項の規定に係るもの(以下この項において「普

通恩給等」といふ。)を受ける権利を有し、かつ
 第三条の規定による改正前の施行法(以下この
 項において「改正前の施行法」といふ。)第九条第

五号の期間(同法第五十一条の二第四項第四号の期間を含む。)で恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)第二条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第百五十五号)以下この項において「改正後の法律第百五十五号」という。

附則第四十三條の二の規定の適用によりその全部が当該期間に該当しないこととなるものを有する更新組合員(施行法第二条第一項第七号に規定する更新組合員(同法第四十一条第一項第一号に掲げる者を含む。))をいう。以下この項において同じ。若しくは更新組合員であつた者又はこれらの者の遺族のうち、昭和四十八年九月三十日において改正前の施行法第九條第五号(同法第四十一条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定に係る退職年金若しくは減額退職年金又は同法第二十九條(同法第四十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定に係る遺族年金(同法第九條第五号の規定に係るものに限る。)を受ける権利を有する者で政令で定めるものその他政令で定める者に係る普通恩給等及び長期給付については、これらの者が別段の申出をしないときは、改正後の法律第百五十五号附則第四十三條の二及び改正後の施行法の規定にかかわらず、恩給法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の恩給法の一部を改正する法律附則第四十三條の二及び改正前の施行法の規定の例によるものとする。

2 前項の規定の適用に關し必要な事項及び同項に規定する者が同項の申出をした場合におけるその者に係る退職年金、減額退職年金又は遺族年金を受ける権利についての措置その他長期給付に關する措置等に關し必要な事項は、政令で定める。

(公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第八条 改正後の施行法第三十三條及び別表の規

定は、昭和四十八年九月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、同年十月分以後適用する。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第九条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の表中第九十三條第一項の項及び第九十三條第二項の項を削る。

(私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)

第十条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

附則第十三項中「第三十五條」を「第三十三條」に改める。

〔審査報告書は都合により第二十九号末尾に掲載〕

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本案においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和四十八年六月二十九日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

(小字及び一は衆議院修正)

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に關する法律の一部改正)

第一条 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に關する法律(昭和四十二年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第一条の五の次に次の一条を加える。

(昭和四十八年度における旧法による退職年金等の額の改定)

第一条の六 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の七の仮定俸給(同条第五項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金、前条第二項の規定により同項各号に掲げる金額をもつて改定年金額とした年金又は同条第三項若しくは第四項の規定により同条第三項各号に掲げる金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき「仮定俸給」)に對する別表第一の八の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を準用して算定した額に改定する。

2 前条第一項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち實在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短期間年金に達している年金に限る。次項において同じ。)で、七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対する前項の規定の適用については、同項中「別表第一の八の仮定俸給」とあるのは、「別表第一の八の仮定俸給の四段階上位の仮定俸給」とする。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

3 第一条第六項の規定は、第一項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

4 第一項又は前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が七十歳に達したとき(旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く)は、その達した日の属する月の翌月分以後、第二項の規定により読み替へて適用する第一項の規定に準じてその額を改定する。

5 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

第二条の五の次に次の一条を加える。

(昭和四十八年度における旧法による障害年金等の額の改定)

第二条の六 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の七の仮定俸給(同条第四項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金又は前条第二項若しくは第三項の規定により改定された年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした

昭和四十八年七月六日 参議院會議録第二十六号 恩給法等の一部を改正する法律案外二件

場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給（に対応する別表第一の八の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の八」と読み替へるものとする。

2 第一条の六第二項の規定は、前条第一項の規定の適用を受ける年金（旧法の規定による退職年金に相当する年金を受けることができた組合員期間を有していた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受ける最短期間年限に達しているものに係る年金に限る。）で、七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対して前項の規定を適用する場合について準用する。

3 次の各号に掲げる年金については、前二項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十八年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の八に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、七万二千元を加えた額）

二 殉職年金 二十九万六千円

三 障害遺族年金 前号に掲げる額の十分の七・五に相当する金額

4 前項の場合において、障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族があるときは、同項第一号に掲げる額に、配偶者である扶養親族については三万八千八百円、配偶者以外の扶養親族については一人につき四千八百円（そのうち二人までは、一人につき九千六百円）を加えた額をその改定する額とする。

5 第三項の場合において、殉職年金を受ける者に扶養親族があるときは、同項第二号に掲げる額に次掲げる額を加えた額をその改定する額とする。

一 扶養親族が一人である場合 九千六百円

二 扶養親族が二人以上である場合 一万四千四百円

6 第一項又は第三項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が七十歳に達したとき（殉職年金又は障害遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、第二項の規定により読み替へて適用する第一項の規定に準じてその額を改定する。

第三条第一項中「死亡を含む。以下同じ」を「死亡を含む。以下第三条の六までにおいて同じ」に改める。

第三条の五の次に次の一条を加える。

（昭和四十八年度における法による退職年金等の額の改定）

第三条の六 昭和四十五年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、前

条第一項又は第二項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつてゐる俸給年額（同条第三項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定した年金額）については、前条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき俸給年額に一・二三四を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨て得た額）を法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、当該組合員の法の退職当時の法第十七条第一項に規定する俸給年額（第三条の四第二項の規定によりその年金額を改定した年金にあつては、同項の規定により俸給年額とみなされた額）に、次の各号に掲げる退職の時期の区分に応じ当該各号に掲げる率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨て得た額）を法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

一 昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日まで 一・二三四

二 昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日まで 一・一〇五

3 前二項の規定を適用する場合において、その組合員期間のうち実在職した期間（組合員であつた者が船員である組合員であつた期間について法第七十七条第二項の規定の適用があつた場合においては、同項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間とする。）が当該年金に關し次に掲げる期間に達している者に係る年金で、七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものについては、前二項において法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなされる額に、恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）附則第三条第一項の規定を参照して政令で定める額を加えた額を前二項において法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなすものとする。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 退職年金又は減額退職年金 その者が退職時の条件により退職年金を受けるため必要とされる最短期間年限

二 廃疾年金 その者が当該廃疾年金を受けなかつたならば受けることができた退職年金に係る前号に掲げる期間

三 退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有する者の死亡を給付事由とする遺族年金 その死亡した者が受ける権利を有していた退職年金又は減額退職年金に係る第一号に掲げる期間

四 廃疾年金を受ける権利を有する者の死亡を給付事由とする遺族年金 その死亡した者が受ける権利を有していた廃疾年金に係る第二号に掲げる期間

五 組合員の死亡を給付事由とする遺族年金 十年

4 第一条第六項の規定は、第一項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

5 第一項、第二項又は前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が七十歳に達したとき（遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、第三項の規定の適用がある第一項又は第二項の規定に準じてその額を改定する。

6 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

第五條第一項中「第二條の五」を「第二條の六」に、「第四條を第五條」に改め、同條第二項中「第三條の五」を「第四條」に改め、同條を第七條とし、第四條の二を第六條とし、第四條の見出しを「（沖繩の共済法による長期給付の額の改定）」に改め、同條中「規定により」を「規定又は法附則第二に第十六條の九の政令の規定により」に改め、「昭和四十七年十月分以後及び」第五條の五第一項から第五項まで」を削り、同條を第五條とし、第三條の六の次に次の一條を加へる。

(昭和四十八年度における法による通算退職年金の額の改定)

第四条 昭和四十七年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退職年金（法第六十一条の二第五項の規定の適用を受けるものを除く。）については、昭和四十八年十一月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額に組合員期間の月数を乗じて得た金額に改定する。この場合において、第二号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の額は、当該通算退職年金法の規定による退職年金とみなし、かつ、当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた俸給に十二を乗じて得た額をそのみなされた退職年金の算定の基礎となるべき俸給年額とみなし、昭和四十年改定法及びこの法律の規定によりそのみなされた退職年金の額を改定するものとした場合においてその改定年金額の算定の基礎となるべき俸給年額を十二で除して得た額（その額に円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）とする。

九百二十四

二 通算退職年金の仮定俸給の額の千分の十に相当する額

2 前項の規定の適用を受ける年金のうち、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないものについては、昭和四十八年十一月分以後、その額を、同項の規定により改定した額に第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合を乗じて得た額に改定する。

一 前項第二号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の額を三十で除して得た額に、組合員期間に依りて法別表第三に定める日数を乗じて得た金額

二 前項各号に掲げる金額の合算額に、組合員期間の月数及び退職時の年齢に応じ法別表第三の二に定める率を乗じて得た金額

3 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金額を改定する場合について準用する。

4 昭和四十七年四月一日から昭和四十八年十月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退職年金（法第六十一条の二第五項の規定の適用を受けるものを除く。）については、同年十一月分以後、その額を、第一項第一号に掲げる金額及び第二項に規定する割合を考慮して政令で定めるところにより算定した額に改定する。

5 法第六十一条の二第五項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和四十八年十一月以後、その額を、前後の退職のそれぞれについて前各項の規定の例により算定した額の合算額に改定する。

別表第一の七の次に次の一表を加える。

別表第一の八

別表第一の七の 仮定俸給	元	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇
元	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇	

備考

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の七の仮定俸給の額が一六、四九〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に一・二三四を乗じて得た金額(一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)をこの表の仮定俸給とする。

七五	八七	八五	八六	八九	九三	九七	〇一	〇四	〇七	一二	一七	二〇	二二	二八	三〇	三八	四四	四七	五〇	五三	五六	六二	六七	七三
七五	八七	八五	八六	八九	九三	九七	〇一	〇四	〇七	一二	一七	二〇	二二	二八	三〇	三八	四四	四七	五〇	五三	五六	六二	六七	七三
一九〇	二一〇	二二〇	二四〇	二五〇	二六〇	二七〇	二八〇	三〇〇	三二〇	三四〇	三六〇	三八〇	四〇〇	四二〇	四四〇	四六〇	四八〇	五〇〇	五二〇	五四〇	五六〇	五八〇	六〇〇	六三〇
一九〇	二一〇	二二〇	二四〇	二五〇	二六〇	二七〇	二八〇	三〇〇	三二〇	三四〇	三六〇	三八〇	四〇〇	四二〇	四四〇	四六〇	四八〇	五〇〇	五二〇	五四〇	五六〇	五八〇	六〇〇	六三〇

別表第三の七の次に次の一表を加える。

昭和四十八年七月六日 参議院會議録第二十六号 恩給法等の一部を改正する法律案外二件

別表第三の八

別表第一の八の下欄に掲げる仮定俸給	率
一五、六三〇円以上のもの	二三・〇割
一一五、五三〇円をこえ一二五、六三〇円未満のもの	二三・八割
一一〇、四四〇円をこえ一一五、五三〇円以下のもの	二四・五割
一〇六、四一〇円をこえ一一〇、四四〇円以下のもの	二四・八割
七四、四六〇円をこえ一〇六、四一〇円以下のもの	二五・〇割
七〇、九三〇円をこえ七四、四六〇円以下のもの	二五・五割
六三、八〇〇円をこえ七〇、九三〇円以下のもの	二六・一割
五一、八七〇円をこえ六三、八〇〇円以下のもの	二六・九割
四九、八四〇円をこえ五一、八七〇円以下のもの	二七・四割
四六、四九〇円をこえ四九、八四〇円以下のもの	二七・八割
四三、一八〇円をこえ四六、四九〇円以下のもの	二九・〇割
三八、四三〇円をこえ四三、一八〇円以下のもの	二九・八割
三三、九四〇円をこえ三八、四三〇円以下のもの	三〇・二割
三二、七一〇円をこえ三三、九四〇円以下のもの	三〇・九割
三一、〇八〇円をこえ三二、七一〇円以下のもの	三一・七割
三〇、三三〇円をこえ三一、〇八〇円以下のもの	三三・〇割
二九、一三〇円をこえ三〇、三三〇円以下のもの	三三・四割
二七、九六〇円をこえ二九、一三〇円以下のもの	三三・五割
二七、九六〇円以下のもの	三五・一割

別表第四の七の次に次の一表を加える。

別表第四の八

障害の等級	年 金 額
一 級	一、二八三、〇〇〇円
二 級	一、〇三九、〇〇〇円
三 級	八三四、〇〇〇円
四 級	六二九、〇〇〇円
五 級	四八八、〇〇〇円
六 級	三七二、〇〇〇円

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「六二九、〇〇〇円」と、「二二二、〇〇〇円」とあるのは「七三二、五〇〇円」と読み替えるものとする。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第二条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「退職一時金又は遺族一時金」を「又は退職一時金」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

(通勤災害に関する特例)

第十六条の二 第三十二条、第三十九条、第四

十四条、第四十六条、第五十五条又は第五十

七条の規定による給付は、その給付事由となる事故が国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)第一条の二に規定する通勤によるものであるときは、これを行なわない。

第十八条第二項及び第二十三条中「遺族一時金」を削る。

第二十五条第一項を次のように改める。

第二十五条 この法律において「遺族」とは、次に掲げる者とする。

一 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していたもの。ただし、子及び孫については、十八歳未満でまだ婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻と同

七二一

様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡時から引き続き別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にある者に限る。

二 組合員期間が十年以上である組合員又は組合員であつた者の配偶者(前号に掲げる配偶者に該当するものを除く。)

第二十五条第二項中「前項」を「前項第一号」に改める。

第二十六条第一項中「前条第一項に掲げる」を「配偶者、子、父母、孫及び祖父母の」に改める。

第四十八条第七号を次のように改める。

七 削除

第五十四条第四項中「四百六十円」を「^千九百二十円」に改める。

第五十八条第一項中「十年」を「一年」に改め、同条第二項第二号中「十年以上二十年」を「一年以上二十年」に、「十年以上十一年」を「一年以上十一年」に改める。

第五十九条を次のように改める。

第五十九条 削除

第六十一条の二第三項中「四百六十円」を「^千九百二十四」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、通算退職年金の年額は、通算退職年金の支給を受ける者についてその退職時にその給付事由が生じていたとした場合においてその年額がその時以後の法令の改正により改定されているならば、その改定された年額と同一の額とする。

第七十八条第二項を削る。

第八十二条の次に次の一条を加える。

(公団等)に転出した復帰希望職員についての特例)

第八十二条の二 組合員(長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。以下この条において同じ。)が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き特別の法律により設立された法人でその業務が各公共企業体の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち各公共企業体ごとに政令で定めるもの(日本国有鉄道にあつては、日本鉄道建設公団、新東京国際空港公団及び本州四国連絡橋公団並びに政令で定めるものとする。以下この条において「公団等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下この条において「公団等職員」という。)となるため退職した場合において、その者が、その公団等職員となつた日から六十日以内に、運営規則で定めるところに

より、その引き続き公団等職員である期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき(以下この条において「復帰したとき」という。)の第十五条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨を組合に申し出たときは、当該退職(以下この条において「転出」という。)に係る長期給付は、その申出をした者(以下この条において「復帰希望職員」という。)が引き続き公団等職員である間、その支払を差し止める。

2 復帰希望職員が引き続き公団等職員として在職し、引き続き復帰したとき(その後六月以内に退職したときを除く。第四項において同じ。)又は公団等職員である間に死亡したとき(その死亡によりその者の遺族が厚生年金保険法の規定による遺族年金を受ける権利を有することとなつたときを除く。同項において同じ。)は、長期給付に関する規定(第六章の規定を除く。)の適用については、その者は、転出の時に退職しなかつたものとみなし、当該公団等職員であつた間引き続き組合員であつたものとみなす。ただし、当該公団等職員であつた間に病氣にかかり、又は負傷したことによる廢疾給付については、この限りでない。

3 復帰希望職員及び公団等については、当該復帰希望職員の転出の時にさかのぼつて、第六章(第六十六条第一項第一号及び第三号に掲げる金額に係る部分を除く。)の規定を準用する。この場合において、同章の規定中「組合員」とあるのは「復帰希望職員」と、第六十条第四条第一項中「給付及び福祉事業」とあるのは「長期給付」と、第六十六条第一項中「公共企業体は、次に掲げる金額を」とあるのは「公団等は第二号に掲げる金額を、公共企業体は第四号に掲げる金額をそれぞれ」と、同条第四項中「公共企業体」とあるのは「公団等若しくは公共企業体」と読み替へるものとする。

4 復帰希望職員が公団等職員として在職しなかつたとき(引き続き復帰したとき及び公団等職員である間に死亡したときを除く。)は、組合は、主務省令で定めるところにより、当該復帰希望職員及び公団等に対し、これらの者が負担した掛金又は負担金を返還しなければならない。

5 復帰希望職員がその転出に引き続き公団等職員である期間に引き続き当該公共企業体に係る公団等の公団等職員である間は、前各項の規定の適用については、引き続き公団等職員である間に含まれるものとする。

附則第五條第一項第一号中「及び第十項」を

「第十項、第十二項及び第十四項」に改め、同号ロ中「第四十四条」を「第四十五条」に改め、同項第五号中「第八号並びに」を削り、「その後引き続き」を「その後他に就職することなく政令で定める期間内に」に、「その後引続き」を「その後他に就職することなく政令で定める期間内に」に改め、「及び第八号」を削る。

附則第六條第五項中「十年」を「一年」に改め、同条第六項中「六十五歳」を「六十歳」に、「前項又は附則第十四條第四項」を「又は前項」に、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号。以下「昭和四十一年法律第二百一十一号」という。)附則第六條」を「法律第五百五十五号附則第十四條」に改める。

附則第七條の次に次の一条を加える。

(遺族一時金)

第七條の二 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)の施行の際に組合員の資格を有していた組合員期間一年以上十年未満の組合員が死亡したときは、その者の配偶者(当該組合員の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者を除く。)に遺族一時金を

昭和四十八年七月六日 参議院會議録第二十六号 恩給法等の一部を改正する法律案外二件

支給する。

2 遺族一時金の額は、俸給日額に、組合員期間に於いて別表第三に定める日数を乗じて得た金額とする。

3 第十五条第二項、第十八条第二項及び第二十三条の規定は、遺族一時金の支給について準用する。

4 第一項の規定により遺族一時金を支給すべき場合において、第五十八条第一項の規定により遺族年金の支給を受けるべき者があるときは、当該遺族一時金の支給と当該遺族年金の支給との調整に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第八条第二項中「第五十九条第二項」を「前条第二項」に改める。

附則第十一条第七号中「又は同法附則第四十三条に規定する法人の職員」を、若しくは同法附則第四十三条に規定する法人の職員又は同法附則第四十三条の二第一項に規定する外国特殊機関職員に、「又は法人の職員」を、若しくは法人の職員又は外国特殊機関職員に改め、同項第八号を削る。

附則第十三条第二項を削り、同条第三項中「組合員期間十年未満の更新組合員又は」を削り、「前二項」を「前項」に改め、「及び第五十九条第一項を削り、」支給し、遺族一時金は支給

しない」を「支給する」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第十四条第四項を削る。

附則第十四条の二第一項中「六十五歳」を「六十歳」に、「昭和四十一年法律第二百一十一号附則第六条」を「法律第二百五十五号附則第十四条」に改める。

附則第十四条の三中「附則第六条第五項及び附則第十四条第四項」を「及び附則第六条第五項」に改める。

附則第二十四条第一項中「公庫等の職員」を「同法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等職員」に、「又は公庫等の職員」を「又は公庫等職員」に改める。

附則第二十五条第一項中「死亡したときは」を「死亡し、若しくは国家公務員として在職した後公庫等職員となり、その職を退くことなくして死亡したとき（国家公務員共済組合法の規定により同法の組合員であつたものとみなされるときに限り、その死亡によりその者の遺族が厚生年金保険法の規定による遺族年金を受ける権利を有することとなつたときを除く。）は」に改め、同条第三項及び第四項中「国家公務員」の下に「又は公庫等職員」を加え、同条第五項中「国家公務員であつた期間」とあるのは「を」「国家公務員又は公庫等職員であつた期間」とあるのは「を」

に改め、同条第六項中「組合員とみなされる国家公務員の下に」又は「公庫等職員」を加え、「国家公務員であつた期間」とあるのは「を」「国家公務員又は公庫等職員であつた期間」とあるのは「を」に改める。

（日本専売公社法の一部改正）

第三条 日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第五十四条中「第三条第三項」を「第三条第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 公社は、その職員の通勤（国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第

一条の二に規定する通勤をいう。）による災害に対し、政令で定めるところにより、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第八章の規定による災害補償に準じた補償を行なうものとし、その補償に関しては、同法第七十八

八条及び第八十三条から第八十六条まで並びに国家公務員災害補償法第三十条の規定を準用する。

（日本国有鉄道法の一部改正）

第四条 日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第六十条中「第三条第三項」を「第三条第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 日本国有鉄道は、その職員の通勤（国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二に規定する通勤をいう。）による災害に対し、政令で定めるところにより、労働基準法第八章の規定による災害補償に準じた補償を行なうものとし、その補償に

関しては、同法第七十八条及び第八十三条から第八十六条まで並びに国家公務員災害補償法第三十条の規定を準用する。

（日本電信電話公社法の一部改正）

第五条 日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第八十二条中「第三条第三項」を「第三条第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 公社は、その職員の通勤（国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二に規定する通勤をいう。）による災害に対し、政令で定めるところにより、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第八章の規定による災害補償に準じた補償を行なうものとし、その補償に

関しては、同法第七十八

条及び第八十三条から第八十六条まで並びに
国家公務員災害補償法第三十条の規定を準用
する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十八年十月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に掲げる日から施行する。

一 第二条中公共企業体職員等共済組合法（以
下「法」という。）第六十一条の二第五項を同条

第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、
同条第三項の次に一項を加える改正規定、同

法第八十二条の次に一条を加える改正規定及
び同法附則第二十五条の改正規定並びに附則

第三条から第六条まで この法律の公布の日
から起算して六月を超えない範囲内において

二 第二条中法第十六条の次に一条を加える改
正規定及び第三条から第五条まで 国家公務

員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四
十八年法律第 号）の施行の日

三 第二条中法第五十四条第四項の改正規定及
び同法第六十一条の二第三項の改正規定 昭

和四十八年十一月一日

(経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の法（以下
「新法」という。）本則（第十六条の二、第五十四
条第四項、第六十一条の二及び第八十二条の二
を除く。）並びに附則第七條の二及び第十三条第

二項の規定は、次項の規定による場合を除き、
この法律の施行後に給付事由が生じた給付につ

いて適用し、この法律の施行前に給付事由が生
じた遺族年金及び遺族一時金については、なお
従前の例による。

2 新法第十六条の二、第三条の規定による改正
後の日本専売公社法第五十四条第二項、第四条

の規定による改正後の日本国有鉄道法第六十
条第二項及び第五条の規定による改正後の日本電

信電話公社法第八十二条第二項の規定は、附則
第一条第二号に掲げる規定の施行後に発生した

事故及びその事故に起因する通勤による災害に
ついて適用する。

3 次に掲げる場合における遺族については、第
二条の規定による改正前の法（以下「旧法」とい

う。）の規定の例による。
一 この法律の施行前に給付事由が生じた給付

の支給を受ける場合（法又は恩給に関する法
令が改正された場合において、この法律の施
行前に給付事由が生じた給付に代わり他の給
付が支給されることとなるときは、その給付
の支給を受ける場合を含む。）

二 この法律の施行前に組合員の資格を有して
いた者が死亡した場合において、その者が支
給を受けるべき給付でその支払を受けなかつ
たものの支給を受けるとき。

三 この法律の施行前に組合員の資格を有して
いた者が死亡した場合において、弔慰金又は
死亡一時金の支給を受けるとき。

四 この法律の施行の際組合員期間二十年未満
で廃疾年金を受ける権利を有している者が死
亡した場合において、新法第五十六条第三項
に規定する差額に相当する金額の支給を受け
るとき。

五 新法附則第十三条第一項又は第二項の規定
により遺族年金の支給を受ける場合

六 更新組合員の死亡について旧法附則第十三
条第二項又は第三項の規定を適用したならば
これらの規定により遺族年金の支給を受ける

ことができた場合において、新法第五十八条
の規定による遺族年金の支給を受けるとき。

4 新法第六十一条の二第三項の規定は、附則第
一条第三号に掲げる規定の施行後に法の退職を

した者に係る通算退職年金の額について適用し、
同規定の施行前に法の退職をした者に係る通
算退職年金の額については、別に定めがある場
合を除き、なお従前の例による。

5 新法第六十一条の二第四項の規定は、附則第
一条第一号に掲げる規定の施行前に法の退職
をした者に係る通算退職年金で同規定の施行
後に給付事由が生じたものについても適用す
る。

6 新法附則第二十五条の規定は、附則第一条第
一号に掲げる規定の施行の際公庫等職員である
者についても適用し、同規定の施行前に公庫等
職員でなくなつた者については、なお従前の例
による。

（日本鉄道建設公団法の一部改正）
第三条 日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律
第三号）の一部を次のように改正する。
附則第八条を次のように改める。

昭和四十八年七月六日 参議院會議録第二十六号

恩給法等の一部を改正する法律案外二件

第八条 削除

(新東京国際空港公団法の一部改正)

第四条 新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

附則第六条を次のように改める。

第六条 削除

(本州四国連絡橋公団法の一部改正)

第五条 本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

(日本鉄道建設公団等に転出した組合員に関する経過措置)

第六条 附則第三条の規定による改正前の日本鉄道建設公団法附則第八条第一項、附則第四条の規定による改正前の新東京国際空港公団法附則

第六条第一項又は前条の規定による改正前の本州四国連絡橋公団法附則第十四条第一項の規定

によりした申出は、新法第八十二条の二第一項の規定によりした申出とみなす。

2 附則第三条の規定による改正前の日本鉄道建設公団法附則第八条第二項、附則第四条の規定による改正前の新東京国際空港公団法附則第六

条第二項又は前条の規定による改正前の本州四国連絡橋公団法附則第十四条第二項の規定により長期給付に関し組合員であつた期間とみなされた日本鉄道建設公団、新東京国際空港公団又は本州四国連絡橋公団の職員であつた期間については、なお従前の例による。

3 附則第三条の規定による改正前の日本鉄道建設公団法附則第八条第三項若しくは第四項、附則第四条の規定による改正前の新東京国際空港公団法附則第六条第三項若しくは第四項又は前条の規定による改正前の本州四国連絡橋公団法附則第十四条第三項若しくは第四項の規定による掛金又は負担金の負担又は返還については、なお従前の例による。

〔高田浩運君登壇、拍手〕

○高田浩運君 ただいま議題となりました三件の法律案につきまして御報告申し上げます。

まず、恩給法等の一部を改正する法律案は、現在の恩給年額を昭和四十六年度及び昭和四十七年度における国家公務員の給与改善率により、本年十月分以降二・三・四％増額するほか、七十歳以上

の老齢者、妻子等に対する優遇措置、準公務員としての在職期間の全年通算等の措置を講じようとするものであります。

次に、共済関係二法案は、恩給法等の改正に準じて、共済年金額を増額改定するほか、遺族年金の受給資格要件を緩和すること等であります。

なお、共済関係二法案につきましては、衆議院において、厚生年金保険法改正案の修正に伴う所要の修正が行なわれております。

委員会におきましては、以上三法案を一括して審査し、恩給及び共済年金のあり方の問題を中心として、広範にわたる質疑が行なわれたのでありますが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、以上三法案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、以上の三法案それぞれに対し、恩給及び共済年金が公務員給与にスライドするよう、その制度化をはかることのほか、受給者の処遇改善に関する数項目に及ぶ附帯決議が全会一致をもって付されました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。

まず、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 次に、恩給法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。これにて休憩いたします。

午前十時二十三分休憩

〔休憩後開議に至らなかった〕

出席者は左のとおり。

議長	河野 謙三君	副議長	森 八三一君	議員	塩出 啓典君	喜屋武眞榮君	野末 和彦君	内田 善利君	藤原 房雄君	藤井 恒男君	青島 幸男君	原田 立君	沢田 実君	中村 利次君	高田 浩運君	上林繁次郎君	矢追 秀彦君	三木 忠雄君	阿部 憲一君	木島 則夫君	萩原幽香子君	玉置 猛夫君	今 春聰君	峯山 昭範君	田代富士男君	松下 正寿君

中沢伊登子君	川上 為治君	安田 隆明君	源田 実君	星野 重次君	上田 稔君
熊谷太三郎君	中尾 辰義君	河口 陽一君	玉置 和郎君	高橋雄之助君	菅野 儀作君
渋谷 邦彦君	宮崎 正義君	山内 一郎君	宮崎 正雄君	佐藤 一郎君	中津井 真君
田淵 哲也君	高山 恒雄君	木島 義夫君	小笠 公昭君	寺本 広作君	久保田藤麿君
温水 三郎君	濱田 幸雄君	堀本 宜実君	大森 久司君	木村 睦男君	柳田桃太郎君
二宮 文造君	多田 省吾君	白井 勇君	植木 光教君	船田 譲君	岩動 道行君
白木義一郎君	小平 芳平君	植竹 春彦君	木内 四郎君	町村 金五君	橘 直治君
向井 長年君	村尾 重雄君	杉原 荒太君	上原 正吉君	高橋文五郎君	岡本 悟君
中村 登美君	斎藤 十朗君	劔木 亨弘君	古池 信三君	徳永 正利君	鹿島 俊雄君
中西 一郎君	君 健男君	塚田十一郎君	鬼丸 勝之君	米田 正文君	柴田 栄君
細川 護熙君	原 文兵衛君	大松 博文君	増田 盛君	大谷藤之助君	大竹平八郎君
橋本 繁蔵君	中村 慎二君	矢野 登君	志村 愛子君	江藤 智君	伊藤 五郎君
竹内 藤男君	永野 鎮雄君	高橋 邦雄君	柴立 芳文君	平井 太郎君	西田 信一君
長屋 茂君	若林 正武君	古賀雷四郎君	黒住 忠行君	後藤 義隆君	吉武 恵市君
松垣徳太郎君	亀井 善彰君	河本嘉久蔵君	初村瀧一郎君	塩見 俊二君	鍋島 直紹君
長田 裕二君	石本 茂君	渡辺一太郎君	山崎 竜男君	山本敬三郎君	稻嶺 一郎君
佐藤 隆君	林田修紀夫君	世耕 政隆君	斎藤 寿夫君	寺下 岩蔵君	伊部 真君

昭和四十八年七月六日 参議院會議録第二十六号 議長の報告事項

川野辺 静君	金井 元彦君	片岡 勝治君	辻 一彦君	秋山 長造君	春日 正一君	運輸委員	高橋雄之助君
片山 正英君	梶木 又三君	佐々木静子君	香脱タケ子君	國務大臣	同	同	杉山善太郎君
工藤 良平君	嶋崎 均君	小谷 守君	神沢 淨君	大藏大臣	愛知 揆一君	通信委員	鈴木 強君
今泉 正二君	戸田 菊雄君	鈴木美枝子君	宮之原貞光君	運輸大臣	新谷寅三郎君	予算委員	稻嶺 一郎君
杉原 一雄君	園田 清光君	加藤 進君	竹田 四郎君	建設大臣	金丸 信君	同	玉置 和郎君
山本茂一郎君	藤田 正明君	安永 英雄君	松本 英一君	國務大臣 (總理府總務長官)	坪川 信三君	議院運営委員	久次米健太郎君
平泉 渉君	沢田 政治君	小笠原貞子君	中村 波男君	國務大臣 (經濟企画庁長官)	小坂善太郎君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	
野々山一三君	杉山善太郎君	森 勝治君	村田 秀三君				
楠 正俊君	土屋 義彦君	塚田 大願君	星野 力君	議長の報告事項		地方行政委員	岩本 政一君
内藤登三郎君	西村 尚治君	松本 賢一君	小林 武君	一昨四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。		法務委員	鈴木 強君
松永 忠二君	西村 関一君	西ヶ久保重光君	渡辺 武君			社会労働委員	杉山善太郎君
林 虎雄君	平島 敏夫君	須藤 五郎君	竹田 現照君			農林水産委員	高橋雄之助君
山本 利壽君	中村 英男君	横川 正市君	戸叶 武君	地方行政委員	橘 直治君	商工委員	稻嶺 一郎君
阿貝根 登君	森 元治郎君	小柳 勇君	河田 賢治君	法務委員	松本 賢一君	運輸委員	橘 直治君
山崎 昇君	田口長治郎君	岩間 正男君	加瀬 完君	社会労働委員	藤原 道子君	同	藤原 道子君
八木 一郎君	羽生 三七君	吉田忠三郎君	小野 明君	農林水産委員	岩本 政一君	通信委員	松本 賢一君
鶴園 哲夫君	鈴木 強君	足鹿 覺君	成瀬 幡治君	商工委員	中村 禎二君	予算委員	中村 禎二君

同	中国の模実験に抗議し、フランスの模実験に反	航空法の一部を改正する法律案	承認を求めるの件
議院運営委員	対する決議案(向井長年君発議)	運輸委員会に付託	同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。	中国の模実験に抗議し、フランスの模実験に、反	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを災害対策特別委員会に付託した。	香港法等の一部を改正する法律案
公害対策及び環境保全特別委員	に対する決議案(平井太郎君外六名発議)	活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律案(災害対策特別委員長提出)	同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
公害対策及び環境保全特別委員	同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を法務委員会に付託した。	同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。	物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATTA条約)の締結について承認を求めるの件
科学技術振興対策特別委員	商法の一部を改正する法律案	物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATTA条約)の締結について承認を求めるの件	職業用具の一時輸入に関する通関条約の締結について承認を求めるの件
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律案	物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATTA条約)の締結について承認を求めるの件	職業用具の一時輸入に関する通関条約の締結について承認を求めるの件
公害対策及び環境保全特別委員	商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案	物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATTA条約)の締結について承認を求めるの件	職業用具の一時輸入に関する通関条約の締結について承認を求めるの件
科学技術振興対策特別委員	同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。	物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATTA条約)の締結について承認を求めるの件	職業用具の一時輸入に関する通関条約の締結について承認を求めるの件
同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。	地方自治法の一部を改正する法律案	物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATTA条約)の締結について承認を求めるの件	職業用具の一時輸入に関する通関条約の締結について承認を求めるの件
議案が提出された。	地方自治法の一部を改正する法律案	物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATTA条約)の締結について承認を求めるの件	職業用具の一時輸入に関する通関条約の締結について承認を求めるの件
全ての模実験禁止を求める決議案(峯山昭範君外一名発議)	出入国法案	物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATTA条約)の締結について承認を求めるの件	職業用具の一時輸入に関する通関条約の締結について承認を求めるの件
あらゆる国の模実験に反対する決議案(工藤良平君外二名発議)	学校教育法の一部を改正する法律案	物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATTA条約)の締結について承認を求めるの件	職業用具の一時輸入に関する通関条約の締結について承認を求めるの件
同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を法務委員会に付託した。	文教委員会に付託	物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATTA条約)の締結について承認を求めるの件	職業用具の一時輸入に関する通関条約の締結について承認を求めるの件
同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を法務委員会に付託した。	地方自治法の一部を改正する法律案	物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATTA条約)の締結について承認を求めるの件	職業用具の一時輸入に関する通関条約の締結について承認を求めるの件
同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を法務委員会に付託した。	地方自治法の一部を改正する法律案	物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATTA条約)の締結について承認を求めるの件	職業用具の一時輸入に関する通関条約の締結について承認を求めるの件
同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を法務委員会に付託した。	地方自治法の一部を改正する法律案	物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATTA条約)の締結について承認を求めるの件	職業用具の一時輸入に関する通関条約の締結について承認を求めるの件

昭和四十八年七月六日 参議院會議録第二十六号 議長の報告事項

港灣法等の一部を改正する法律

同日本院は、日本ユネスコ国内委員会委員本院議員西村閑一君の同委員会委員辞任による補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員 小林 武君

同日本院は、漁港審議会委員に上杉武雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に吉田善次郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、電波監理審議会委員に市原昌三郎君及び田中久兵衛君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

閣に通知した。

同日本院は、労働保険審査会委員に三浦義男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日内閣総理大臣から議長宛、去る六月二十九日付をもつて人事院事務局任用局長渡辺哲利君は

退職し、また去る一日付をもつて経済企画庁長官

官房会計課長下山修二君は同庁長官官房秘書課長

に、同庁調整局長新田庚一君は経済企画事務次官

に、同庁国民生活局長小島英敏君は同庁物価局長

に、通商産業省公害保安局長青木慎三君は経済企

画庁調整局長に、建設大臣官房会計課長山岡一男

君は建設省住宅局参事官にそれぞれ任命されたの

で政府委員はいづれも自然消滅となつた旨の通知

書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第七十一回

国会政府委員に任命することを承認した旨回答し

た。

経済企画庁長官官房会計課長 白井 和徳君

経済企画庁調整局長 青木 慎三君

経済企画庁国民生活局長 喜多村治雄君

経済企画庁物価局長 小島 英敏君

通商産業省公害保安局長 林 信太郎君

建設大臣官房会計課長 森田 松仁君

同日内閣総理大臣から議長宛、経済企画庁長官官

房会計課長白井和徳君外四名（同日議長承認のう

ち経済企画庁物価局長小島英敏君を除く）を第七

十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領

した。

昨五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

田中 茂穂君

地方行政委員

玉置 猛夫君

社会労働委員

杉山善太郎君

商工委員

林田修紀夫君

運輸委員

藤原 道子君

通信委員

西村 尚治君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

西村 尚治君

地方行政委員

林田修紀夫君

社会労働委員

藤原 道子君

商工委員

玉置 猛夫君

運輸委員

杉山善太郎君

通信委員

田中 茂穂君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

公害対策及び環境保全特別委員

辻 一彦君

科学技術振興対策特別委員

沢田 政治君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

公害対策及び環境保全特別委員

沢田 政治君

科学技術振興対策特別委員

辻 一彦君

同日商工委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 大矢 正君（阿具根登君の補欠）

同日議員から委員会審査省略要求書を付して左の議案が提出された。

アメリカ、中国の核実験に抗議し、フランスをはじめあらゆる国の核実験に反対する決議案

(安田隆明君外三名発議)

すべての核保有国にたいし、核実験と核兵器の

全面禁止を求める決議案(須藤五郎君発議)

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

国民健康保険法の一部を改正する法律案(田邊

誠君外十一名提出)

同日議員から左の議案が撤回された。

核兵器全面禁止を求める決議案(須藤五郎君発議)

全ての核実験禁止を求める決議案(峯山昭範君外一名発議)

あらゆる国の核実験に反対する決議案(工藤良平君外二名発議)

中国の核実験に抗議し、フランスの核実験に反対する決議案(向井長年君発議)

中国の核実験に抗議し、フランスの核実験に反

対する決議案(平井太郎君外六名発議)

同日委員長から左の報告書が提出された。

総合研究開発機構法案可決報告書

地価公示法の一部を改正する法律案可決報告書

恩給法等の一部を改正する法律案可決報告書

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組

合等からの年金の額の改定に関する法律等の一

部を改正する法律案可決報告書

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等

共済組合法に規定する共済組合が支給する年金

の額の改定に関する法律等の一部を改正する法

律案可決報告書

昭和四十八年七月六日 参議院会議録第二十六号

七二二

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部五十円
(配達料共)
発行所
東京都港区赤坂美町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷
電話 東京 五八二 四四一(大代)